



ほかにも自転車にはこんなルールやマナーがあります。

- ◇ 自転車レーンは左側通行しかできません。もし逆走してきた人がいたら、お互い左側通行でよける。(道路は左側通行が安全なように作られているので、右側通行はとっても危険です。)
- ◇ 見通しの悪い交差点では徐行し、すぐに止まれるスピードで走らなければならない。(家の近所ほど気が緩みがちになり、事故も多いので、気を付けましょう。)
- ◇ 危険を感じたら、ハンドルは切らずにブレーキをかける。



自転車には罰則(※)が課せられる危険行為があります。



かささ うんてん
傘差し運転



イヤホン使用



けいたい しょう
携帯・スマホの使用



いんしゅうてん
飲酒運転



ふたりの へいそう
二人乗り・並走



むとうかうてん
無灯火運転

※ 危険行為(上記はほんの一例)を3年に2回行った自転車運転者は、「自転車運転者講習」を受けなければなりません。都道府県公安委員会の受講命令に従わずに講習を受けなかった場合は処罰されます(5万円以下の罰金)。



平成 27 年 10 月より自転車保険の加入が義務付けられました。

- ☆ 万が一に備えて、自転車保険に加入しているか確認しておきましょう。

子どもたちと一緒に見てみませんか？

交通安全に関する動画など見ることができますよ

- ・兵庫県警 Facebook
- ・YouTube-JAF Safety Theater など…



◆平成 31 年度委員会活動報告

令和元年	6月21日	第1回安全委員会発足	
	7月17日	第2回安全委員会	今年度取り扱うテーマについて
	9月20日	第3回安全委員会	
	10月18日	第4回安全委員会	講習会の開催決定、その内容について
	11月22日	第5回安全委員会	《交通安全講習会》
令和2年	1月24日	第6回安全委員会	講習会の反省・安全委員会だよりの作成など
	2月21日	第7回安全委員会	

※ この委員会は、市内8校の小学校から、各校2～3名の愛護部員、執行部(P T A連合理事)により構成されています。

<平成31年度担当校>天神川小・昆陽里小・瑞穂小・鈴原小・南小・伊丹小・鴻池小・摂陽小

◆最後に・・・

この委員会に参加し、自転車について意識するようになってから、ルールを守らない、マナーの悪い大人がとても目につくようになりました。

私たち大人がルールやマナーを守ること子どもにも自然と身につく、結果安全を守ることにつながるのではないかと感じます。

みなさんも本誌を参考に再確認して、お子様を見守っていただけたら幸いです。

今年度、委員会にご協力くださった各校の皆様、講演してくださった伊丹警察署交通課、伊丹市役所都市安全企画課の方々に感謝いたします。

委員長 岩井